

事務連絡
令和6年8月26日

一般社団法人京都府医師会会長
一般社団法人京都府歯科医師会会長
一般社団法人京都府薬剤師会会長

様

京都府健康福祉部医療保険政策課長

後期高齢者医療被保険者証の廃止に伴う重度心身障害老人健康管理事業の
対象者証の取扱いについて

平素は、本府の健康福祉行政の推進にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年12月に後期高齢者医療被保険者証が廃止されることに伴い、重度心身障害老人健康管理事業の対象者証の取扱いについて、下記のとおり変更し、府内市町村重度心身障害老人健康管理事業主管課長あて別添のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

記

1 変更内容

令和6年12月2日以降、新規に発行する対象者証について、シール形式から別紙様式に変更する。

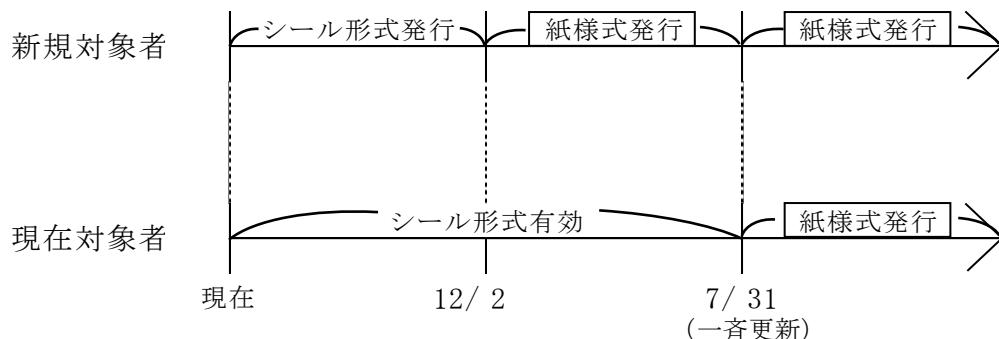
2 留意事項

既存のシール形式の対象者証所持者については、次回更新時に紙の対象者証を交付する取扱いとして差し支えない（次回更新までは、シール形式の対象者証を使用可能）。

3 切替時期

令和6年12月2日

〈イメージ〉



担当	あんしん医療推進係 長田
電話	075-414-4614